

首都制度の改革と特別区の陳情

浅井幸七

(特別区協議会事務局長)

目次

はしがき

第一 首都制度改革についての特別区の考え方

第二 地方制度調査会の答申についての特別区の関与

第三 都制調査会の答申についての特別区の関与

第四 地方自治法施行当時の特別区の性格と権能

第五 特別区の実態と陳情の動機とその要旨

第六 特別区の陳情の経過

一、第一次

二、第二次

(一) 都区調整協議会

ア、中立委員の裁定(その二)二五・八・二

事務及び財源の配分

イ、中立委員の裁定(その二)二五・九・二

二五年度財源の配分

ウ、中立委員裁定の履行状況

三、第三次

(一) 地方自治法改正案

(二) 都制調査会の諮問第一号

(三) 都議会に対する請願

特別区の区長の公選制廃止と違憲訴訟

一、日本国憲法の解釈

二、違憲訴訟

第七

はしがき

首都制度の改革についての諮問に対し、本年九月八日都制調査会より都知事に、十月二日地方制度調査会より内閣総理大臣に、それぞれ答申が行われた。

両答申とも、現在の都政は行詰りの段階にありと断定、その打開策を進言したものである。

地方制度調査会は

都及び特別区の制度の合理化

首都行政及び首都整備に対する国の配慮

東京への人口及び産業の過度集中を抑制するための措置

を取上げ、

都制調査会は

都の区域・性格・事務及び権能・組織・財政

下部機構

広域行政処理に関する措置

国の配慮

を取上げた。

両答申の特別区に関する事項は、区長公選問題を除き、基本的な理念は別として、その方向は大体一致している。その根幹をなすものは、都と特別区間の、事務と財源の配分であるが、単的にいえば都から特別区に大巾な事務を委譲すること。

特別区の事務に見合う自主的財源を与えること。

であり、このことは、特別区が誕生以来十五年、その存立の使命を果すため、不断に係方面に陳情懇願してきた努力が結実（区長公

選問題その他若干の点を除く。）したものであるといっても差支えなからう。

この機会に、

首都制度改革についての特別区の考え方

両答申についての特別区の関与

十五年間の特別区の陳情（威勢よくいえば自治権拡充運動）

区長公選制廃止と違憲訴訟

の概要をとりまとめて、ご参考に供したい。ただ勿々の間の執筆であるがため、項目により精粗不揃い、不体装の点は、切にご有恕賜わりたい。

第一 首都制度改革についての特別区の考え方

昭和二十九年七月発足の、第二次地方制度調査会に対し、自治庁長官より

道府県及び道州制の問題

首都制及び大都市制の問題

国土総合開発及び広域行政の構想

国の出先機関の問題

について諮問が行われた。

翌三十年一月、区長会・議長会役員会同会において、首都制に関し、特別区として地方制度調査会に提出すべき意見書の作成について協議が行われたが、結局区長会に一任となった。

区長会は、委員十名を挙げて立案に着手、同年三月、一応の試案を得たが、肝心の地方制度調査会は、道府県及び道州制の問題で地方六団体の意見の調整がつかず、首都制の検討に入ることができな

かった。

従って特別区も同調査会に対して意見を述べる機会がなく、試案は、仮決定のまま三十四年秋まで区長会・議長会に引継がれてきた。

昭和三十四年十月発足の第六次地方制度調査会に対し、自治庁長官より三たび首都制について諮問があり、同調査会は初めて首都制の検討に着手、特別区もまた同調査会に対し意見を陳述すべき段階に到達した。

十一月、区長会・議長会役員合同会において、三十年三月仮決定の試案を確認、同月、区長会・議長会・区制調査特別委員長会の役員合同会において、区制調査特別委員長会役員より、首都制に関する特別区の基本方針の提示方要望があり、区長会・議長会役員より、仮決定の試案が提示せられた。

十二月七日、地方制度調査会において

特別区の特異性

現行特別区制の問題点

特別区の立場からみた現行都制の問題点

の三点につき、特別区代表の総合的意見聴取の際、二瓶区長会長より、「新都制の構想」として、右試案が発表せられた。

昭和三十五年一月、区制調査特別委員長会役員会において「首都行政制度の構想とその説明書」の立案方を事務局に下命、四月、事務局より第一次試案（骨子は前年十二月、地方制度調査会において二瓶区長会長が陳述したものによる。）を提出、各区において検討に着手。

九月、委員長会において、各区で検討の意見を加え「首都行政制

度の構想試案」を得、三十六年三月の委員長会において最終的に決定、これを議長会に送付、五月の議長会において正式に決定せられた。そのうち特別区制に関する骨子は次のとおりである。

- 1 名称 特別区を特別市と改める。
- 2 性格 基礎的の地方公共団体とする。
- 3 議会 一般市と同様とする。
- 4 首長 住民による直接公選制とする。
- 5 職員 固有職員とする。
- 6 事務 原則として一般市と同様とする。
- 7 財源 原則として一般市税をもって充てる。
- 8 調整 都と特別市で協議機関を設ける。

第二 地方制度調査会の答申についての特別区の間与

昭和二十九年七月発足の第二次地方制度調査会に対し、自治庁長官から前記のとおり四項目の諮問が行われたが、当時長官より「道府県制及び道州制の問題」について先議方希望があり、同調査会はまずこれと取組んだが、地方六団体の意見の調整がつかず、本件は第三次に引継がれた。第三次調査会は、三十年七月発足したが、依然として、地方六団体の意見の調整がつかず、第四次に引継がれた。第四次調査会は三十一年十月発足、任期満了直前の三十二年十月十八日「地方制」を答申した。

昭和三十三年八月発足の第五次調査会に対して

首都制度をどう改革すべきか。

地方行政の現状からみて問題点はどこにあるか。

について諮問が行われたが、この時も政府から

地方税制度の改革（昭三三・一一答申）

地方公務員の退職年金制度（昭三四・二答申）

については、来る通常国会に間に合せたい。

首都制度

については、充分時間をかけて答申願いたい。

との希望があったので、同調査会の行政部会が首都制の検討に入ったのは、三十四年五月以降からであったようである。

昭和三十四年十月発足の第六次調査会に対し、自治庁長官より、

「府県制度の根本的改正の一環として首都制度につき検討されるよう。」と、三たび要望があり、これより行政部会において本格的な検討が開始せられた。

昭和三十四年十二月七日、行政部会（委員三十名）は、次の事項

について特別区代表二瓶区長会長より、特別区の総合的意見を聴取した。

第一、特別区の特殊性について

一 特別区住民の自治意識について

二 特別区内の行政事務について

三 各特別区の特質について

四 五大市の行政区との比較について

第二、現行特別区制の問題点について

一 区域について

二 性格について

三 事務の配分について

四 議会について

五 執行機関について

六 補助職員について

七 都の出入機関について

八 下部機構について

九 財政について

十 都と特別区との関係について

十一 特別区に関する昭和二十七年の制度改正の前後の

比較について

第三、特別区の立場からみた現行都制の問題点について

一 特別区の立場からみて現行都制にはどのような問題があるか

二 問題があるとしたらどのような措置を講じたらよい

か

同日、続いて、岡田新宿区長より、副都心としての新宿区の特殊性について、翌八日、橋爪大田区長より、川崎市との比較における大田区の特殊性について、矢野議長会長（江東区）より、議会側の意見について聴取した。

九月三十日、首都制に関する審議の中間報告書を決定した。

昭和三十五年十月、第七次調査会発足。

十月三日の総会に、行政部会より中間報告が行われたが、その要点は次のとおりであった。

一、当面複雑困難な問題が多い。次のものは、早急解決を要する。

(一) 人口の流入

(一) 産業の過度集中

首都圏整備

(二) 下水道

(三) 地価の値上り

二、以上当面の問題解決には、次の措置が必要である。

(一) 全国的視野に立つ総合的一貫方策の樹立、関係機関の権限の調整と協力

(二) 都と特別区との間の事務の再配分及び財源配分の合理化等の措置

三、根本的解決について

さらに問題の根本的解決をはかり、恒久的な態勢を確立するためには、首都としての現行制度に相当思い切った再検討が必要である。

昭和三十六年十月、第八次調査会発足。

行政部会に首都制度小委員会を設け、専ら首都制度の改革案の検討を開始、本年七月二十四日、起草委員五名をあげ、答申案の起草に着手、八月二十九日「首都制度当面の改革に関する答申」(案)を得た。

その答申案中

区長の選任方法についての

特別区への事務の大巾委譲その他今回の制度改正について、今後の運営状況をみたくえで、さらに検討することが適当であるとの結論に達した。

特別区の組織についての

議会の議員の定数については、その定限を引下げる等の方
法により縮減するものとする。

の二点は、特別区の要望の線にそわないので、議長会は九月三日、議長連名にて、特別区が従来要望してきた事項(区制調査特別委員長会が作成した首都行政制度の構想)を全面的に盛り込まれるよう陳情した。

九月十五日の小委員会において、起草委員が起草した答申案中、助役二人制を現行どおりに修正、答申案は決定せられた。

九月二十二日、更に議長連名にて、答申に当っては

区長は、住民が直接選挙する。

議員定数は、現行制度のとおりとする。

よう配慮方陳情した。

九月二十四日、行政部会において、小委員会の答申案を決定、十月一日の総会に提出せられた。この時、委員の一人である東都知事から、区長については、都制調査会の答申のように公選とするよう修正案が提出されたが、賛成者少数にて否決され、原案どおりに決定、翌二日、内閣総理大臣宛答申せられた。

第三 都制調査会の答申についての特別区の間与

昭和三十二年十月十八日、地方制度調査会の「地方制」答申に関連して、同年十二月十一日、安井都知事から次のとおり諮問が行われた。

現行東京都制に全般的な検討を加え、将来の地方制度の在り方からみて、大都市および首都としての東京の地位および制度を確立する必要があると認められる。よって首都制度の要綱について

貴会の意見を示されたい。

昭和三十三年十二月、特別区議会議員より

議長会副会長 広田中央区議会議長

区制調査特別委員長会長 小原大田区議会委員長

を臨時委員に委嘱。

三十四年九月

議長会副会長 矢野板橋区議会議長

区制調査特別委員長会長 小原大田区議会委員長

を臨時委員に委嘱。(同年四月地方議員改選による。)

三十五年二月十九日、特別区代表、二瓶区長会長より特別区に關

する次の事項についての意見を聴取。

一 区域

二 性格

三 事務配分

四 区議会

五 執行機関

六 補助職員

七 下部組織

八 財政

九 都区の關係

十 特別区相互間の關係

十一 住民自治意識

二月十九日、地方制度調査会の動向に關連し、都知事代理鈴木副知事から「首都制度当面の改革案」について諮問が追加せられた。

三十六年一月、矢野板橋区議会議長の議長辭任に伴ない、區分台東区議會議長を臨時委員に委嘱。

四月十九日、全委員、江東区・中野区に出向、区長・議長より「特別区の組織運営について」意見を聴取。

七月、次のとおり決定。

一 九月答申を目標とする。

二 答申案作成のため小委員会を設ける。(後日、委員は小倉・藤田・荻田・松隈・木下の各氏に決定)

三 答申の内容は、都・特別区の性格、長の選出方法等根本的な事項にふれず、現行制度下における都行政の改善策にとどめる。

十二月、小原大田区議会議長の委員長辭任に伴ない、後任の区制調査特別委員長会長栗原中野区議會議長を臨時委員に委嘱。

翌三十七年二月十四日答申が行われたが、特別区に關する事項は次のとおりであり、特別区關係者に好感を与えた。

2 都の執るべき措置

(1) 特別区に対する措置

ア 以下のような事務は、区に移讓するものとする。(法律政令の改正を要するもの)

(イ) 福祉事務所の行っている事務

(ロ) 保健所の行っている事務

(ハ) じん芥収集処理に關する事務(ただし、終末処理施設完成後とする。)(法律政令の改正を要しないもの)

(ニ) 幹線街路を除く道路に關する事務

(功) 生活館に関する事務

(社会教育、社会体育施設に関する事務（大施設を除く。）

イ 以下のような都の事務は、区に委任するものとする。

(ア) 公園維持管理に関する事務（特定の公園を除く。）

(イ) 母子寮等維持管理に関する事務

ウ 移管に伴なう調整措置

(フ) 行政措置

都と区及び区相互間の事務処理の調整を図り、区の存する区域を通じて都民の福祉及び負担の均衡を保持し、一体的関連の下に行政機能を發揮し得るよう必要に応じ次のような措置を講ずるものとする。

ア 知事は区または区長の横限に属する事務処理に関し、とくにその統一保持を図る必要のある特定の事務については、都区協議会の意見をきいたうえ、一般的基準を設定し、実施の状況について報告を求め、実地について監察し、必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとする。

イ 区長は知事の定める組織に関する一般的基準により、部課・支所・出張所及び行政機関を設置するものとし、これによりがたいときは事前に知事に協議するものとする。

ロ ア及びイに関する措置の円滑な実施その他区相互の調整上必要な事項の方針決定に際し事前に区の意見を聴取するため協議会を設置する。協議会は、都区代表者

を構成員とし、定例的に開催するものとする。

(イ) 財政措置

ア すべての区の事務事業に見合うと同時に、各区によって過不足の生ずることを極力さげることを目途とし、その自主的な財源として、普遍的な税目のうち適当なものを選択充当するものとする。

イ 上述の方法によっても、なおさげることができない過不足分については、極力その幅を縮小するよう考慮し、財政調整措置を講ずるものとする。

ロ なお、区または区長が、その横限に属する事務の執行につき、法令（条例規則を含む。）または、(イ)の一般的基準に違背した場合において、知事の勧告にもかかわらず、その実施を怠っていると認められるときは、当該区の意見をきいたうえで財政上適切な措置を講ずることができるものとする。

ロ 事務委任に伴なう財源措置方法としての執行委任制度は責任明確化及び区の自主性尊重の建前になってこれを廃止し、交付金に改めるものとする。

5 組織及び人事

(1) 組織

オ 区への事務委託に伴ない、現存の部の出先機関は極力整理し、やむを得ず存置するものについては、できるだけ合同庁舎を使用する。

(3) 人事管理

イ 特別職及び単純労務に従事する職員を除くほか、区の事務に従事する職員は、都の職員を配属するものとし、各区の事務量に応じ、定数の配分の適正化を図る。

かくて、同年五月より首都制度の検討に着手、七月十九日をもって総会を一応打ち切り、九月上旬答申を目標とし、委員五名（小倉・荻田・松隈・木下・佐藤の各氏）を挙げ、答申案起草に着手。

九月三日、議長会代表・区制調査特別委員長会代表は、田中会長に対して、答申に当っては、特別区が作成した「首都行政制度の構想」を全面的に採択されるよう要望。

九月四日、総会において起草委員代表より答申案について説明、特別区に関する事項は、次のとおりであった。

都制調査会的首都制度に関する答申案中 特別区に関する事項

(1) 区域

人口・面積・財政力・将来の発展性を考え、人口三〇万乃至四〇万を標準とし、分命を考慮する。

(2) 性格

都の下部機構として都の統制下における制限自治体とする。

(3) 区の組織

ア 区議会

議員は住民が直接これを選挙する。

定数は最高二〇人とし、区議会が自主的に決定する。

常任委員会、特別委員会はおかない。

イ 区長

A 案

都の特別職とし任期四年、都知事が任命する。就任一年後、区議会は $\frac{2}{3}$ 以上の多数決により、理由を示して区長の解任を知事に請求することができる。

知事は理由がないと認められた時には、区民の一般投票に付する。その結果、区長の在任が支持された時は区議会は解散されたものとみなす。

B 案

住民が直接選挙する。

区長が大都市の一体制を確保すべき事務について都又は都知事の指揮監督に服さず又はその事務の管理もしくは執行を怠る場合には、知事は住民の一般投票による区長の解職を請求することができる。

ウ 補助機関

A 案

助役、収入役を廃し、区次長、区会計長をおく。一般職とし、都職員の中から知事が任命する。

B 案

現行どおりとする。

エ 分課組織

知事の定める一般基準により区条例で定める。一般基準によりがたき場合は事前に知事と協議するものとする。

(4)

ア 区の事務及び横能

区又は区長は、法律又は政令の定めるところにより次の事務を処理する。

(7) 都の権能に属するもの以外の府県及び市の事務

(4) 都知事の権限に属するもの以外の府県知事及び市長の事務

イ 都又は都知事の権限に属する事務のうち、区が処理することが適当なものは、都の条例又は規則により区又は区長に委任する。

以上の例示、次のとおり

幹線街路を除く道路、中小公園、義務教育施設、地区的な社会教育社会福祉、かんきよう整備施設の建設管理、社会福祉及びかんきよう衛生に関する事務、じん芥収集等。

(5) 区の財政

ア 区の事務に要する経費は、区費をもって支弁する。

なお義務教育職員の給与の支払を除き、執行委任は廃止する。

イ 区の税は、区の総財政需要額を充足するように

市町村民税の全部及び固定資産税の一定割合とし、

都が賦課徴収

のうえ、

特別区交付税特別会計

に繰入れ、各区の財政需要額に応じて、区に交付する。

(6) 都との関係

ア 都と区及び区相互間の事務処理の調整をはかるため、都区代表者を構成員とする都区協議会を設置する。

イ 区又は区長の権限に属する事務のうち、統一的処理確保の

必要なものについては、都又は都知事に一般的監督権を附与するの外、知事に取消権・停止権・代執行権を認める。

これは、区長と補助機関についてB案を併記した他は、昭和三十二年十二月「特別区制度の合理化はどうしたらよいか」との諮問に対する答申案として公表されたものと全く同一である。もっともらしいことが述べられているが完全な行政区案である。

九月七日、区制調査特別委員長会代表は、都議会各派幹事長に対して、都制調査会の答申が、本年四月二十日都議会においてなされた「特別区の区長公選に関する決議」の趣旨にそって行われるよう、特別の尽力方を陳情した。

九月八日、総会において、特別区代表の栗原委員より、次表上欄のとおり修正案を提出、長時間討議の末、田中会長の斡旋により次表下欄のとおりに修正可決、即日知事答申せられた。

同日夕刻、総会の模様について、栗原・国分両委員から報告を伺ったが、終りに栗原委員は、辞表をポケットから取り出し「幸い、これを提出しないで済んだ。」といわれたことを特に付記しておきたい。

特別区代表の栗原委員の提出した修正案

田中会長の斡旋により修正可決されたもの

一、全文中「下部機構」とあるを「下部団体」と改める。

二、区の性格を次のように改める。

「区は存する区域全体の社会的一体性にかんがみ、行政の統一性と均等性を確保する必要があるので、制限自治体とする。」

三、区議会に関する事項中(イ)を次のように改め、(ウ)を削る。

「区議会議員の定数その他区議会の組織及び権限等は、現行どおりとする。」

四、区長に関する事項中A案を削り、B案を次のように改める。

「区長は、区の住民が直接これを選挙する。区長の地位、議会との関係、住民の長に対する解職請求権は、現行どおりとする。」

五、ウ 補助機関中A案を削り、B案とする。

六、区の財政に関する事項中イを次のように改める。

「区の税は、市町村民税(個人分)・軽自動車税・電気ガス税・

ア 区議会

議会の能率的運営を図るため、議員の定数は、人口比例によるものとしている現行制度を改め、その定限を引き下げる等の方法により、これを縮減するものとする。

イ 区長

区長は、区の住民が直接これを選挙する。区長の地位、議会との関係、住民の区長解職請求権は現行どおりとするほか、大都市の一体性の確保を必要とする事務について、区長が都知事の指揮監督に服さず、又はその事務の管理もしくは執行を怠る場合には、都知事は住民の一般投票による区長の解職を請求することができるものとする。

ウ 補助機関

(ウ) 区助役は現行のとおりとする。
(イ) 区収入役は現行のとおりとする。

イ 区の税は、市町村民税(個人分)及び市町村たばこ消費税とする。

及び市町村たばこ消費税とし、区がこれを賦課徴収する。

市町村民税（法人分）及び固定資産税の一定割合は、区相互間の調整財源とする。」

九月二十一日、議長会において、国分委員より経過報告を聴取、協議の結果、都制調査会の答申を不満なりとし、各区議会において次の四項目について決議し、関係方面に陳情することに決定した。

一 性 格 基礎的の地方公共団体とすること。

二 議員定数 一般市と同様とすること。

三 区 長 紐を削除すること。

四 財 源 原則として市税を特別区税とすること。

第四 地方自治法施行当時の特別区の性格と権能

地方自治法は、昭和二十二年五月三日、日本国憲法施行の日に、その付属法典として施行せられ、ここに特別区が誕生、その性格・権能は、同法第二百八十一条乃至第二百八十三条及び付則第十七条により、原則として一般市と同様になった。

このことは、右条文により明白であるが、

第九十二帝國議會における所管大臣の地方自治法提案理由説明のうち、「東京都につきましては、区はこれを特別区として、原則として市と同一の権能を認め、これとともに東京都は基礎的の地方公共団体でなく、道府県と同様に市町村を包括する複合的の地方公共団体としたのであります。」とあり、また都知事宛内務次官通牒にも

財源の不足分については、市町村民税（法人分）の全部及び固定資産税の一定割合を調整財源として都が賦課徴収のうえ「特別区交付税特別会計」に繰り入れ、地方交付税の方式に準じて区に交付する。

「東京都は、本法施行とともに基礎的の地方公共団体でなく、一般道府県と同様に市町村及び特別区を包括する地方公共団体となり、その性格が全く異なるようになるから、経過的運営については特に留意するとともに、特別区の存する区域については、その特殊性に即応する行政を行うに遺憾なきを期すること。」とあった。

第五 特別区の実態と陳情の動機とその要旨

しかるに現実はどうであったかというと、都からの委譲事務にみるべきものがなく、人事権も財政権も都に掌握せられ、外形は整ったものの、内容は何もなく、有名無実な地方公共団体にすぎなかった。のみならず、都は地方自治法第二百八十二条を乱用して、特別区の条例制定については、事前に都に合議を必要とする旨、条例をもつて定め、特別区の自主・自律性を圧迫し、その扱い方は戦時都制下と少しも変らなかつた。ここにおいて特別区は、その存立の使命を果すため一体となり、都及び政府・国会等に陳情を開始した。

陳情の要旨は

一、住民日常生活に直結する事務は、住民の自治に委譲せられたい。

二、右に対応する財政上の自主性を与えられたい。

ということであり、決して区長や区議会議員の権限の拡充を目的とするものではなかった。しかも特別区の存する区域については、大都市として一体性保持の必要を認め、特別区の存する区域における大都市の事務は、特別区に代って都が行うことを適当と認めるものであり、特別区の存する区域を二十三に分割解体せんと企てるものではなかった。

その要点は、次のとおりであった。

一、事務配分

固有事務については一般の市と同様とし、他の法令により、市又は市長の事務とされているものについては、特別区又は特別区長の事務とすること。但し、次の如き事務は特別区に代って都が行うものとする。

- (一) 総合的企画と統一的処理を要するもの
- (二) 大都市的連絡調整施設
- (三) 大規模なもの
- (四) 高度な専門的技術を要するもの
- (五) 機動的かつ緊急を要するもの
- (六) 需要度が都の経営を適当とするもの

二、財源の配分

(一) 地方税法において、一般の市税を特別区税とする旨明定すること。但し、次の特例を設けること。

都が特別区に代って行う事務に要する経費の財源に充てるため、その必要な限度において、都は、法律の定めるところにより、特別区税の一部を都税として課す

ることができること。

(二) 特別区の財政調整については、地方財政平衡交付金法によること。

三、人事権

特別区に勤務する職員は、すべて特別区の職員とする。と。

第六 特別区の陳情の経過

その趣旨と動機より三次にわけて記すこととした。

一、第一次 期間 自昭和二十二年五月、至昭和二十三年十月

目標 主として事務の委譲又は委任

結果 都区双方より委員をあげ、都区行財政調整協議会を設け協議したが都の理解が得られず、結局

竜頭蛇尾に終る。

二、第二次 期間 自昭和二十四年九月、至昭和二十七年二月

目標 財政自主権の確立

経過並びに結果は、次のとおりである。

第二次陳情の目標を財政自主権の確立にいた理由は、人事権の確立も、小中学校の完全経営も、その他公共事務の執行も、要は財政権の確立につぎるからである。

従来都は、法令上不可能とのことであったので、今回はこれら法令の改正を願うため、政府及び国会を中心として陳情が行われた。即ち二十四年十月中、政府・国会・政党・GHQ等に対して延三十三回の陳情を行い、十一月及び十二月には、陳情の趣旨の理解を受けるため、衆参両院の地方行政委員、特別区より選出の

国会議員、報道機関等に対する説明会を行い、十一月末には各区議会において議決を行い、更に二十三区大会を開催、宣言・決議を行い、関係方面に提出した。

また都に対しても、十一月から翌二十五年二月まで八回に亘り、特別区の陳情が達成せられるよう協力を懇請した。

その結果、二十五年二月、地方自治委員会議より都に勧告が行われ、都もこれを了承し、問題解決のため三月二十二日都区調整協議会が設置せられた。

(一) 都区調整協議会

委員は、次のとおり選出せられた。(敬称略)

中立

衆議院地方行政委員長 中島 守利
参議院地方行政委員長 岡本 愛裕
衆議院委員 松岡 駒吉
地方自治委員會議委員 春 彦一

都

同 田中 二郎
知事 安井誠一郎
都議會議員 野口辰五郎
同 大沢梅次郎
都議会総務委員長 岡田 助雄
同 財務委員長 石川右三郎
同 新宿区長 岡田 昇三
同 大田区長 代田 朝義

特別区

豊島区議會議長 田村福太郎
自治権拡充委員長(文京区) 金田 昇二

財政委員長(千代田区) 香村嘉一郎

三月三十一日より実質的な協議にはいったのであるが、

まず特別区側は「特別区は基礎的な地方公共団体であり、その権能は、原則として市と同様であるから、その課税権も原則は地方税法に明定せらるべきである。」と主張。

これに対して都側は「特別区は、一般の市と同一の権能を有しない特別地方公共団体たる特異な性格をもつ団体である。よって、都区事務の配分を検討し、必要な財源は都の条例により区税として与える。」と主張。

特別区の性格について都区根本的に意見の対立を来し、協議の進行は不能となった。

そこで、中立委員から協議会今後の運営について、次の三項目の申合方提案があり、都区双方これを了承した。

ア、まず区民のために区がやる方が可である事務事業の範囲を協議する。

イ、次に区がその事務事業をやるための区の課税範囲を協議する。

ウ、その区の課税の根拠を法律に求めるか、条例に求めるかは、中立委員が中心となり、都区委員に協議しつつ立案する。

四月七日、第三回の協議会に、特別区側より「特別区が行うことを適当と認める事務事業調」、「財政需要額及び財源調」を提出した。これは、二十三年度及び二十四年度の都の予算を分析し、都が行っている事務事業を調査し、そのうち、地方的色彩の濃厚なもの、地縁的に区民が愛着を有するもの、区民が要望するもの等、換

言すれば、区民日常生活に直結し、区で行う方が区民に便利でありかつ実際に行き届くと思われるもの、また区で行う方が現実的に即し能率的であり、効果的であり、更に経済的であると思われるものを抽出したもので、その数は百二十四件であった。

その後協議会を開催すること四回、都区意見の一致したものは

- ア 都の事務とするもの 二十二件
 - イ 都と区の事務とするもの 四十五件
 - ウ 区の事務とするもの 二十五件
- 計九十二件

で、他の三十二件は、双方主張を曲げず最終的に対立したので、中立委員の裁定を仰ぐこととなった。

ア、中立委員の裁定(その一)

八月二日、将来関係法令の改正を行うことを前提として、次のとおり裁定が行われた。

第一 事務の配分

一、次のものは特別区で行うことが適當である。

- (一) 道路事業(渉外関係を除く)
 - (二) 橋梁事業(渉外関係を除く)
 - (三) 街路樹・植込地(苗木育成を除く)
 - (四) 生活保護法の実施
 - (五) 授産事業
 - (六) 公益質屋
 - (七) 産院
 - (八) 乳児院
- 二、次のものは都と特別区で行うことが適當である。

(一) 児童育成事業(母子寮は都、保育園は区)

(二) 児童の慰安娯楽

(三) 児童福祉週間

(四) 生活改善事業

(五) 風致地区・景勝地の管理(二区以上に亘るものは都、その他は特別区)

(六) 住宅の建設

(七) 分譲住宅の建設

三、次のものは都で行うことが適當である。

(一) 宝くじの発売

(二) 区画整理事業

(三) 高等学校の経営

四、次のものは更に研究のため保留する。

(一) 保健所の経営

(二) 保健所の経営に関するもの十二件

(三) 清掃事業

第二 財源の配分

一、特別区の財政需要に対する財源(財政調整財源を含む)は、市町村税の内市町村民税の外、自転車税・荷車税・犬税・木材引取税・接客人税及び使用人税をもつて充てることを原則とする。

なお固定資産税・電気ガス税及び広告税も市町村税ではあるが、税源分布の偏在が著しいので特別区税とするには適しない。

二、上記の税総額が特別区の財政需要総額を超過する場合においては、その超過額は都が区の区域内において行う事務事業の財源に充て、上記の税総額が特別区の財政需要総額に達しない場合においては、その不足額は、他の市町村税たる都税収入をもって補てんする。

この中立委員の裁定を都区それぞれ機関にかけて受諾した。なおその際中立委員から「特別区の財政需要額の見積りについては、都区双方理解をもち、充分話し合をして折合をつけるよう。」注意があった。そこで特別区より都に対し再三打合せを申入れたが、その都度の回答は、目下財務当局と計数の整理中であるとのことであった。しかるに八月十八日、都は特別区の財政を一方的に測定してその承認を求めてきた。それは

特別区税収入額

五、〇七九、四四七、〇〇〇円

特別区財政需要額

二、七一一、一七九、二七八円

なりとし、

その差額

二、三六八、二六七、七二二円

を教員給の一部として特別区に負担せしめんとするものであった。

一方、特別区の計算による財政需要額は六十六億円であった。

右の如く、財源配分の実際において再び都区が対立、よって、中立委員の斡旋により都区委員を挙げて連日協議をしたが、遂に妥結の途が開けず、中立委員の裁定に一任することとなった。

イ、中立委員の裁定（その二）

九月二日、中立委員は、次のとおり前提し、左記のとおり裁定された。

「二十四日以来調整について苦心した。甚だ苦しい立場で意見書を作った。都区双方不満と思うが、現状ではこれ以外の方法がない。これにより都区決裂すると非常に危険なことになる。中立としての一方的決定は困難であるが、己むを得ない。この意見書の数字については説明しない。政治的解決だから説明できない。」

記

都と特別区の間での財政措置については、左のとおりとするを適当と考える。

一、特別区の財政自主権を確立するため、特別区税収入は、原則として特別区の財源とする。但し、昭和二十五年十月においては、都と区の財政事情を勘案し、かつ、事務事業委議の現状に鑑み、区は特別区税収入のうち、金十八億三千五百七十六万円を都に納付すべきものとする。

二、昭和二十五年八月二日の中立委員の装定による事務事業のうち現状において委議できるものは、昭和二十五年十月中にその手続を完了すべきものとする。万一その委議について支障を生じた場合においては、更にその部分について協定するものとする。

三、第一項但書に掲げた財政措置は、昭和二十五年八月二日の中立委員の裁定による事務事業のうち、現状において委議することができないものを生じたためであるから、これらの委議未了の事務事業は、なるべく速かに都が財源措置を付して特別区に委議するよう努力すべきものとする。

四、昭和二十五年年度における年度内給与ベースの改訂並びに現在予想し得ない特別の事情に基づく特別区の財政需要を生じた場におい

ては、都において財政措置をするものとする。

五、以上は、昭和二十五年年度に対する財政措置であるから、昭和二十六年年度については、別にこれを協定するものとする。

昭和二十五年九月二日

都区調整協議会中立委員

九月四日、都区双方この中立委員の裁定を受諾、三通に全員署名捺印、各一通を保有することとなった。

ウ、中立委員裁定の履行状況

都区間の事務並びに財源の配分について、二回にわたる中立委員の裁定により、基本の線は明確にされ、都区それぞれの機関にかけて正式に決定したが、その履行は円滑を欠き、頗る遅々たるものであった。十月二十八日、都が関係規定を改正して区長に委任したものは

(ア) 風致地区の管理（石神井・洗足・江戸川・大泉・和田堀）。

(イ) 敷地が都の所有地でない中小公園であつて別に指定するものの管理。

(ウ) 道路の歩車道区分の新設、横断歩道及び交通標識の整備に関すること。但し、道路標識令による標識を除く。

(エ) 街路樹・植込地の植栽及び維持に関すること。但し、苗木の育成を除く。

(オ) 学校を住宅に転用したものの間仕切・床等を撤去すること。

(カ) 土地価格の調査。

の六項目にぎなかつた。

九月五日、都は関東民事部長から「民生、衛生事業を区に移すこ

とは良策でない。」との覚書を乞ひ受け、中立委員の裁定の如何にかかわらず、これは尊重すべきであると称し、中立委員の裁定を無視して、次のものは保留する旨区長あて通知された。

(ア) 民生事業

生活保護法の実施・民生委員の指導・児童委員の指導・収容施設の査察・保育園・授産場・公益質屋・ミシン貸付事業・外食券食堂の指導監督

(イ) 保健衛生事業

診療所の経営

その後、特別区より関東民事部に抗議の結果

九月二十五日、同部長デイトン大佐は、都区代表を招致し

「あれはあくまで勧告であつて命令ではない。しかし民事部としてはあの考え方は正しいと思つてゐる。が、都区双方中立委員の裁定に従うという申し合せがあるなら、民事部の手紙のあるなしにかかわらず、それを守るべきである。手紙は約束を守るための支障とならざるべきものではない。」

と、真意の表明があつた。が、都は、覚書は、日本の法律以上であると称し、遂に関連事務の委譲は行われなかつた。

(二) 事務委譲に関する都区協議会

昭和二十六年三月三十一日、改正地方税法の施行により、住民税については、新たに法人の所得割が課することができるようになつた。特別区においては、前年八月二日の都区調整協議会における中立委員の裁定により、これは当然特別区税となるものと考えていたところ、五月十一日、都は区長の参集を求め、法人住民税を都税と

することについて了解を求めた。

その理由とするところは

ア、各区アンバランスである。

イ、個人分は、二十五年度四十九億余円であったが、本年度は給与ペーシ改訂等により八億余円増徴の見込みである。前年度は、十八億余円都に納付を願うことになったが、本年度はなるべく事務事業を区に移してこの変則をなくしたい。

ウ、法人住民税は、大体十五億円、区で徴収すればそれだけ都への納付が多くなる。

ということであった。

これに対して区長は、

ア、昨年八月二日の中立委員の裁定によって、住民税は特別区の財源となっている。この基本の線をつくがえすことは賛成できない。特別区が徴収した結果、全額都に納付すべきことになっても、特別区税とすべきである。

イ、昨年九月二日の中立委員の裁定により、昭和二十六年年度の財政措置については、別に協定することになっている。都区調整協議会を開かず都区理事者のみで決定することは適当でない。

ウ、区の意思決定機関は別にあるが、まだ正式に発足していない。(地方選挙直後で議会の役員は未決定) その発足まで保留願いたい。

と要望したが、容認せられず、都議会において

「特別区の性格を尊重して、特別区税収入は特別区の財源として

確保せしめるよう、可及的速かに事務事業の移管について積極的な方途を講ずること。」

との付帯決議のもとに都税とせられた。

この都議会の付帯決議と、先の都理事者の言明により、事務委譲実行の案をまとめるため、都の申出により都区代表による協議会をもつことになった。双の委員は次のとおりであった。(敬称略)

都 副知事 岡安彦三郎

同 総務局長 春 彦一

財務局長 萩原 辰郎

文書課長 金原 進

地方課長 畑 市次郎

予算課長 本島 寛

特別区 予算課長 中井喜与太

大田区長 代田 朝義

港区長 中西清太郎

文京区長 井形 卓三

杉並区長 高木 敏雄

墨田区長 勝田 菊蔵

千代田区長 村瀬 清

新宿区長 岡田 昇三

かくて、六月十一日から同月二十九日までの間に五回の協議が行われたが、都側は、当初より万難を排して大巾に事務を委譲するといいい、その態度はすこぶる積極的であり、真に誠意があると思われる。このことは特別区代表にすこぶる感銘を与えた。即ち、多年に

亘った都区の問題も一挙にしてここに解決し、都区各々、その分野において自治の向上に専念し得る段階に到達したとの印象を与えた。特別区代表は前途に光明を感じ、会談は和気あいあい裡に終結した。

六月十一日、第一回の協議会において、前年都区調整協議会の決定事項で、委譲について未解決であるものを、双方次のとおり確認した。

ア 建設関係

特別区道の設定、中小緑地

イ 保健・衛生関係

診療所の経営・保健所の経営・清掃事業

ウ 保健所の経営に関連する事項

清潔方法の実施、鼠族昆虫駆除対策、性病診療所の経営、性病予防の啓蒙運動及び普及宣伝、妊産婦乳幼児の保健指導、結核検診、結核受託療養、結核患者登録管理、予防接種、食品衛生の監視、業態別一斉衛生実態調査、トラホーム予防、優生保護法施行に伴う地区委員会の運営、外食券食堂の指導。

エ 民生・社会事業

生活保護法の実施、民生委員児童委員の指導、収容施設の査察
保声園、授産場、公益質屋、ミシン貸付事業、産院、乳児院

オ 人事権

特別区に配属の都職員は特別区の職員とする。

会談は、前述のとおり五回行われたが、その後半に入り、都職労の民生及び清掃支部より関係事務の区移管反対の陳情が行われたの

で、協議会は六月二十九日打切り、知事の裁断に一任することとなった。

その後四十余日を経過して、八月九日に至って都が提示した結論は、

診療所の経営（練馬・岩淵・足立・世田谷の四ヶ所）

ミシン貸付事業

の二件を移管する。その他のものは、現在の状況から今直ちに移管できないということであった。

なお、この時突如として次のとおり昭和二十六年特別区財政措置案が提示せられた。

特別区税収入額 六、〇九七、二六四（千円）

特別区財政電要額 四、四六九、二〇二（〃）

差引都納付額 一、六二八、〇六二（〃）

今回の事務委譲の会議については、都から積極的に手が差し延べられ、またその会議の状況からみて、この提示は全く特別区の期待を裏切るものであった。

ことに、財政措置については、前年九月四日の都区調整協議会の協定書には「昭和二十六年度の財政措置については、改めて協定する。」とあるにもかかわらず、これを無視して、従来どおり一方的に押しつけられた。特別区代表は、啞然として、都の真意をはかりかね、暫時言葉がなかった。

(三) 都区調整協議会の再開

昭和二十五年八月二日の都区調整協議会において、中島委員長から、この協議会は、結論が出たら解散するか、それとも当分存続す

るかについてはかられたところ、即座に都側代表から「存続する方がよい。」との発言があり、次いで特別区側の意見を徴せられたが、勿論特別区側に異議はなく、都区調整協議会は当分存続することに決定した。

都区調整協議会決定事項の履行に関し、ここにまたも都区対立の域に達したので、特別区は、中立委員に対して事情を報告するとともに、協議会を再開し、問題解決方の斡旋を依頼し、その快諾を得た。一方、都に対しても速かに協議会を再開し、そこにおいて協議決定するよう強力に陳情した結果、九月八日、都区調整協議会は再開せられた。出席委員は次のとおりであった。(敬称略)

中立

衆議院地方行政委員(前委員長) 中島 守利
参議院地方行政委員(同) 岡本 愛祐

衆議院議員

地方自治委員会議員

都

知事

副知事

同

財務局長

地方課長

特別区

大田区長

新宿区長

豊島区議会議長

自治権拡充委員長(足立区)

財政委員長(千代田区)

松岡 駒吉
田中 二郎
安井誠一郎
岡安彦三郎
春 彦一
金原 進
本島 寛
代田 朝義
岡田 昇三
森川 重吉
鯨岡 兵輔
香村嘉一郎

会議の初頭、特別区側から都議会代表の出席していないことについて理由を質したところ

知事から「都議会では、都区調整協議会は昨年で解散し、今年に継続してないと解釈している。」

春副知事から「今回のこの協議会開催について差上げた文書にも一昨年中立であった諸氏を加えて再開するものであるとの了解のもとに受諾する、——と書いてある。」

と答弁があり、存続について都区論じ合ったが、

中立委員から「存続問題は別として話を進めてみては——。」
と、会議進行について斡旋があり、特別区は事務の問題はあと回しとし、当面の重要課題である都の財政措置について

ア 都の特別区税収入の見積りは、実績に徴して過大であることと。

イ 財政需要額の見積りは現実を無視して過少に失する。

と意見を述べ、これに対し地方課長から

ア 物価の値上りをみないことは事実であるが、都は赤字のため見ていないので、区も同様にみなかった。

イ 区はこれのみで切り盛りできるとは思わぬが、区にはこの他に数億の財源がある筈である。

と、都の考え方の表明があった。

ついで休憩二時間にして会議再開。

中島委員長から次のとおり宣告が行われた。

「中立は、別室において協議の結果、私達がこれを如何にするかについて決定し、都区双方にはかることは困難になった。中立の意

見は、都区双方妥結を願いたいことである。中立の個々の意見は知事に話した。知事を通じて都議会に話して頂く。私達が表面に立つことは困難な情勢にある。昨年決定した事務の問題、予算の問題もこれでよいとは思わぬ。今後もかかる機会があれば私見を述べる。本日はこれで散会する。」

これに対して特別区側から

「都区の間で妥結の見通しがつかないので今日の会合となった。今後都区の話し合いは困難が予想せられる。特別区側は、今も多数待機して結果の報告を待っている。都に理解があればよいが、そうでないと憂うべき事態が起る。忌弾なく申せば、突き離れた感じがする。前途が真暗になった感じがする。今後特別区は如何に進むべきかご指示を得たい。願えることなら中立委員のご意見をお洩らし願いたい。」

と懇請したところ、中立委員から

「区の希望はわかる。承服すべきものがある。しかしそれをここで話し、自然と宣伝されると逆効果になるおそれがある。私達の意見は知事に話してある。」

昨年は、都議会が参加していたが今年はそうでない。形がちがう。私達はお役に立ちたいが、決定権は都議会にある。私達がこれによって決めても、都議会で容れるかどうかわからない。法的根拠はないが、昨年は双方から依頼されてやったが今年はそうでない。

昨年の如きは、都としては非常に遺憾である。今年は中立委員の世話にならず、自分達の手によって決定したいとのことである。」と卒直な話があった。

特別区においては、種々協議の結果、事務の問題は将来に残し、とりあえず財政措置に関し都当局と決裂状態におち入ったので、都議会に対し次のとおり陳情した。

ア 都の算定にかかる特別区税収入見込額六十億九千七百余万円は、実績に徴し過大につき、最低限度五億円を減額すること。

イ 都の算定にかかる特別区税収入見込額と財政需要額との差額十六億二千余万円と、前号との差額十一億余円は、本年度における特別区の、物価値上り・年末手当・給与ベース改訂等の財源に充てるため都に保留し、決定次第各区に流すこと。

その結果、九月十一日、都議会においては特別区の陳情を容れ、理事者が先に特別区に提示した特別区税収入見込額を三億円減じ、財政需要額を二億円増加し、特別区が特別区税のうちから都に納付すべきとされた金額十六億余円を十一億余円に減額修正、議決した。

(四) 区民自治擁護連盟

前記のように、都区紛糾のさなかである二十六年八月、特別区制の改革について、

ア 基礎的の地方公共団体の性格をなくし、都の下部組織とする。

イ 行政権を圧縮し、課税権をなくする。

ウ 首長は都知事が区議会の同意を得て任命する。

との地方行政調査委員会議の勧告試案が新聞紙上に報道され、特別区関係者を驚愕せしめた。ここに特別区は自治権拡充より、自治権擁護と、その運動について百八十度の転換を余議なくせしめられた。

八月二十六日、区民自治擁護連盟設立準備委員会を開催、結成要綱、設立趣意書、規約等の基準を決定、次のとおり申合せを行なつた。

ア 運動の主体 各区の本部とする。

イ 連絡及び企画 連合会本部とする。

ウ 結成の時期 最終を八月三十一日とする。

エ 署名期間 結成の日より九月十二日まで。

オ 署名簿提出期日 連合会本部へ九月十三日まで。

右申合せにより各区とも八月三十一日までに連盟を結成、文書の配付・ポスター・立看板・垂れ幕を提出・署名運動・講演会・区民大会等を行つた。

九月十一日、神田共立講堂において二十三区連合大会を開催、宣言・決議を行い、十三日、衆参両院へ陳情。

九月十四日、地方行政調査委員会へ出向、七十万人の署名簿を閲覧に供し、決議文を提出、特別区を現在どおり基礎的地方公共団体とし、その行財政権を関係法令に明定するよう陳情。

かくて、九月二十二日、地方行政調査委員会より、都と特別区の在り方について、政府と、政府を通じて国会に勧告が行われ、問題は、二十七年四月に設置せらるべき地方制度調査会に移行することとなったので、十二月一日、一時垂れ幕・立看板を撤去し情勢の推移を見守ることとなった。

(五) 地方行政調査委員会 (通称神戸委員会)

昭和二十五年十二月二十二日、地方行政調査委員会議は、国及び地方公共団体相互間の行政事務再配分に関し、政府と、政府を通じ

て国会に勧告を行つたが、大都市、東京都及び北海道に関する特別については、更に勧告することになった。

よつて
陳 情 書

昭和二十五年十二月二十三日、特別区より次のとおり陳情した。

国策の基本原理想たる地方分権の強化と、地方民主化の徹底を期するため、特別区の存する区域における自治方式について検討したる結果、左記によるを最も適当なりとの結論を得ました。

ついでには、最近の機会において、これが実現するよう特別のご高配を仰ぎたく、別冊のとおり説明書並びに関係資料を添え陳情いたします。

記

一、二十三特別区は、現在どおり存置し、その名称「特別区」を「首都市(仮称)」と改めること。

二、二十三首都市の権能は、現行地方自治法どおりとし、その範囲内における実質的行財政権を確立せしめること。

三、二十三首都市の区域は、都の区域外とする。

四、二十三首都市はその連合体(一部事務組合)を組織し、左の事務は、その連合体が執行すること。

(一) 二十三首都市の区域における警察・消防・交通・水道その他大都市の事務。

(二) 二十三首都市の連絡調整に関する事務。

(三) 二十三首都市の区域における府県の事務。

この理由とするところは、地方自治法制定の趣旨並びに都知事宛内

務次官通牒について都の尊重が得られず、特別区の真摯な陳情に対し、折角、地方自治委員会議の勧告により設置せられた都区調整協議会における中立委員の裁定も、都の不誠意により履行せられず、特別区の存する区域における住民自治の徹底は、右方式によるほかに一との見解に基づくものであった。

昭和二十六年一月二十六日、特別区の代表は、YMCAにおいて陳情の趣意について、地方行政調査委員会議委員に説明を行ったが、同委員会議においてはその後三区について実態調査を行い、また特別区協議会事務局より三回の説明を聴取した。

特別区代表は、八月二十日、更に陳情を行なった。

六月五日、都から次の意見書が提出せられた。

事務配分に伴う東京都制改革案要綱

一、都の区域

区部、郡部及び島嶼間においては、社会生活、経済生活その他あらゆる面において、相互依存の関係が深く、かつ、大都市の性格並びに周辺地域の特性に鑑み、都の区域は現行通りの区域によるものとすること。

二、区市町村の行政組織

特別区は、これを行政区とし、郡部及び島嶼はそれぞれ現行通り一般市町村をもって構成するものとする。なお、区部に隣接する郡部の市町村については、住民の意思により区制を施行し得るものとする。

三、都の性格

都はその全域においては、一般府県の性格を有するものとし、行

政区の存する区域においては、併せて市の性格を有するものとする。

四、行政区の構想

行政区は主要次のような構想のものとする。

- (一) 都は、条例で区部を分けて行政区とし、都知事の権限に属する事務を分掌させるものとする。
- (二) 行政区の長は、都知事が任命するものとする。
- (三) 行政区に区民の意思を反映させるため、住民の公選による合議制の助言勧告機関を置くものとする。
- (四) その他概ね現行地方自治法の行政区に関する規定を適用するものとする。

九月二十二日、同調査委員会議より大都市、東京都及び北海道に関する特例が勧告せられた。そのうち、東京都及び特別区に関する事項は次のとおりであった。

第一 行政事務再配分に関する特例

二、東京都に関する特例

現行法上、都は市町村及び特別区を包括する地方公共団体であるが、特別区の存する区域においては、一の大都市としての性格を併せ有していることを考慮し、特別区が原則として市と同一の権能を有するものとしている現行法の建前を廃止して、次のように、都と特別区の間責任を明確に区分すべきである。

(一) 都

特別区の存する区域においては、(二)において特別区の事務とされる以外の事務は、都の事務とする。

(二) 特別区

次に掲げる事務は特別区の事務とし、これを法定する。

- 1、中学校、小学校及び幼稚園の教育に関する事務。但し、特別区には教育委員会を設けず、教職員は都の吏員とし、教職員の任免その他の人事、教科内容及びその取扱、教科書の採択等に関する事務は、都が行うものとする。
- 2、図書館の設置及び管理に関する事務。但し、都が特別区の設置することができない大規模の図書館を設置することを妨げない。
- 3、公衆浴場の設置及び管理に関する事務。
- 4、公益質屋の設置及び管理に関する事務。
- 5、公共便所の設置及び管理に関する事務。
- 6、主として区内交通の用に供する道路(側溝を含む)に関する事務。
- 7、街路樹及び植込地に関する事務。
- 8、街路の照明及び清掃に関する事務。
- 9、在来下水の維持管理に関する事務。
- 10、中小公園及び緑地の設置及び管理に関する事務。
- 11、児童遊園の設置及び管理に関する事務。
- 12、戸籍に関する事務。
- 13、区議会議員の選挙、その他特別区の組織及び区有財産の管理に関する事務。

(三) 都の事務であっても、次に掲げるようなものは、住民の身近かにおいてその意思を反映しつつ行うことが必要であるの

で、地域的に分けることのできない事項を除き、なるべく区長に委任する。

- 1、社会教育及び社会体育に関する事務。
- 2、生活保護に関する事務。
- 3、妊産婦の保健指導に関する事務。
- 4、助産施設、母子寮及び保声所の設置及び管理、並びにこれらの施設への入所措置に関する事務。
- 5、保健所の監督及び保健所を有する地方公共団体が行うべき環境規制、食品規制等の事務。
- 6、伝染病予防に関する事務。
- 7、狂犬病予防に関する事務。
- 8、ねずみ及び昆虫駆除に関する事務。
- 9、建築規制に関する事務(高度の技術を要するものを除く)
- 10、統計調査に関する事務。
- 11、日常生活必需品の配給に関する事務。

(四) 東京都は、

1、都は、府県と大都市の機能を併せ行う地方公共団体であるから、その組織運営については、原則として(四) (府県) に述べたところによるべきであるが、特別区の存する区域において、大都市としての職能を遂行する上にも支障のないように留意し、次のような特例を考慮するものとする。

(1) 議会に大都市行政に関する特別委員会を設け、特別区の存する区域のみに関する事務について審議するものとする

こと。

(2)・(3)・(4) 略。

2、特別区の組織及び運営は、原則として市に準ずるものとするが、特別区の存する区域における大都市行政の能率的な運営を図るため、次のような特例を考慮すべきである。

(1) 区議会の議員は、名与職とし、その定数は概む十人以上二十人以内とすること。

(2) 特別区には現行通り都吏員を配属することができるものとし、特別区相互間の人事の交流を促進すること。

(3) 特別区の収入は、使用料・手数料及び都が徴収する住民税のうちから法律の定めるところにより、特別区に還付する還付税とし、特別区相互間の財政上の不均衡は、法律の定める基準に従い、都がその財源をもって調整すること。

(4) 都は、特別区の事務の処理について、特別区相互間の著しい不均衡を調整し、その最低水準を確保するために必要な措置を採ることができるとする。

区長の公選制廃止については、検討の結果、憲法違反の疑いありとして勧告が行われなかった。

(六) 都区全面的対立

昭和二十六年十一月八日、都議会議員待遇者会は

ア、区長の公選制は、これを廃して、知事の任命制とすること。

イ、区に勤務する職員は、すべて都の職員とすること。

この二点は、地方行政調査委員會議勧告の画竜点睛を欠くものなりとし、強く実現を希望する旨の意見書を政府・国会に提出した。

十二月二十一日、都議会は、地方行政調査委員會議の勧告に関し十一項目の議決を行い、その実現方を国会に請願し、関係行政庁に意見書として提出したが、特別区に関しては、次の三項目が盛り込まれていた。

ア、特別区の長の公選制を廃し、都知事が区議会の同意を得て任命するものとする。

イ、特別区に勤務する職員は、都の職員をもって充てること。

ウ、特別区において処理する事務は、可及的に拡充すること。

翌二十七年一月より二月にかけて、二十三特別区は、右都議会の措置に対処するため、当時の特別区制堅持の議決を行い、国会に請願し関係行政庁に意見書として提出した。ここに都区全面的に対立し、円滑な首都行政の執行を期し難い段階に到達した。

(七) 昭和二十七年八月 地方自治法の改正

昭和二十七年三月一日、諸新聞は、「特別区を行政区とし、区長を都知事の任命とする。」地方自治法の改正案が立案中である旨報道。この日より、七月七日改正案が参議院地方行政委員会において討論採決が行われるまで九四ヶ月間、改正案を支持する都と、従来の特別区制を堅持する特別区の運動は文字どおり死斗であった。特別区の運動の概要は次のとおりであった。

ア、期 問 自三月一日至七月七日(二二九日)

イ、運動方針(段階)

(ア) 閣議決定阻止

(イ) 国会提案阻止

(ウ) 衆議院において修正又は否決

(イ) 参議院において修正又は否決

(ロ) 違憲訴訟提起

ウ、運動状況

(ワ) 区長会・議長会・自治権拡充委員長会・財政委員長会

自三月一日至七月五日（延一〇四日）

(イ) 区議会議員団

自由党 自三月二日至六月一日（延三八日）

改進黨 自四月一日至六月二日（延一〇日）

社会党 自四月一日至六月二七日（延八日）

無所属 自五月六日至六月一日（延六日）

青年 自四月三〇日至五月八日（延四日）

婦人 自四月二五日至五月五日（延四日）

改正案は、三月二十日閣議決定、三月二十八日閣議再確認、四月

二十三日国会提案。

自由党東京代議士会は、都区の調停に立ち、その結果、六月七日の衆議院において、政府原案を次のおり修正可決、これを参議院に送付した。

二八一条 「都に区を置き」を従来どおり「都の区は」と

した。

二八一条の二 区長の知事選任を、区議会の選任とした。

二八二条二項 都の特別区に対する財政措置については、特別

区の意見を聴くべきこととした。（本項挿入）

二八三条

「準用」を、従来どおり「適用」とした。

附則一七条

同右。

七月七日、参議院地方行政委員会において衆議院修正どおり可決、改正法律は、八月十五日公布せられた。

改正地方自治法中、特別区に関する主なる点は、次のとおりである。

ア 特別区の事務を制限列挙した。（二八一条二項）

イ 都が処理する市の事務でも、特別区の区域内に関するものは、都は、特別区の議会、その他学識経験を有する者等の

意見を聴き、条例で特別区に委任するものとする。（二八

一条三項）

ウ 区長は、知事の同意を得て区議会が選任する。（二八一条

の二）

エ 知事の権限に属する事務のうちで、主として特別区の区域

内のもは、規則により区長に委任するものとする。（二

八一条の二三項）

オ 都は、条例で特別区の事務について、特別区相互間の調整

上必要な規定を設けることができる。（二八二条一項）

カ 都が特別区に財源措置をする場合には、政令の定めるところ

により、特別区の意見を聴いて、条例で、都と特別区及

び特別区相互間の調整上必要な措置を講じなければなら

ない。（二八二条の二項）

以上のとおり、今次地方自治法の改正は、都区調整について、一応

基本の線を引いたかたちを呈した。

三、第三次 期間 自昭和二十七年八月至昭和三十七年四月

(一) 地方自治法の一部改正について

昭和三十年五月二十五日、区長会役員会に都の松本行政部長出席、今次「地方自治法等の一部を改正する法律案要綱中特別区制に関する事項（次の七項目）」を提示、区側の意見を求めた。

ア、特別区の権能にかんがみ、その議会には、常任常員会は置かないものとする事。

イ、特別区制度の実態にかんがみ、助役及び収入役は、区配属の都事務吏員又は特別区の事務吏員の中から、特別区の区長がこれを命ずるものとする事。

ウ、都区関係の特殊性に適合させるため、特別区の支所、出張所及び部課を設置し、または廃止しようとするときは、予め都知事に協議するものとする事。

エ、特別区に存する区域の大都市的性格に対応し、特別区の境界変更は、都知事が特別区の意見をきいて定めるものとする事。

オ、特別区の区長は、当該特別区の議会の議長から申出があるときは、委員会又は委員の場合と同様に、区配属の都職員を区議会の事務部局に配属できるものとする事。

カ、特別区の公平委員会は廃止するものとし、その公平事務は都の人事委員会が処理するものとする事。

キ、特別区は、公共便所及び公衆用ごみ容器の設置及び維持管理ができるものとする事。

五月二十七日、臨時区長会において協議の結果、特別区を一般市以下に特別扱いすることは容認できななし、自治庁及び都に陳情することに決定。

同日、臨時議長会に代田区長会長（大田区長）出席、経緯を連絡、議長会は区長会に同調することに決定。

五月三十日、区長会、議長会役員、自治庁に出向、川島長官に会見、代田区長会より

「全国的に亘る改正については、異論はないが、都からの連絡によれば、特別区の権能を一般市より悪くするようにみえ、二十三区ショックを受けた。

首都東京の自治の在り方については、近く地方制度調査会において検討に着手せられる模様である。その結論が出るまで特別区制については小さきみに手をつけないで頂きたい。」

と懇請、川島長官から

「事務当局と都との間で話が合ったようだが、今回は取上げないことにした。」

と明快な返事があり、また小林行政部長から

「ご承知のとおり、都から話のあったことは事実だが、疑問な点があり、審議に時間的余裕がないので、今回の改正には考えないことにした。」

と、卒直な答弁があった。

次いで都に陳情、春副知事から

「特別区の権限縮小など全然考えていない。従って法律改正の運動など一切やらない。区の趣旨をよく知事に伝える。」

旨言明があった。

五月三十一日、地方自治法の一部を改正する法律案要綱が閣議決定、六月その法律案を示されたが、特別区については、その事務に

「公衆用ごみ容器の設置及び維持管理」を加えた外、手をつけられなかった。

この法律案は、昭和三十一年法律第四百十七号として同年六月十二日公布せられた。

(四) 都制調査会に対する諮問第一号

昭和三十一年一月、都は、条例による都知事の諮問機関として都制調査会を設置、三月委員を委嘱、諮問第一号として「特別区制度の合理化はどうしたらよいか。」を提出した。

条例第二条に、調査会は、都知事の諮問に応じ

一、都の性格、組織及び機構に関すること。

二、都の財政制度に関すること。

三、都と国との関係に関すること。

四、人口の増加に伴う広域行政に関すること。

五、前各号のほか、都制の整備確立及び都の行財政の管理の合理化に関すること。

について調査すると、うたつてあるのに、真先に特別区制を取上げたことは不可解とされた。かつ、都制についての調査なら特別区関係者も委員に参加せしむるべきであるとの特別区の意見に対し、都は、必要あれば、特別区の意見を聴く機会を与えるといい、委員の参加を認めなかった。

ここにおいて特別区は、この都制調査会は、都が特別区を行政区とするため「かくれみの」に利用するものと断定、この設置を黙殺することにした。

翌三十二年四月、六月答申を目標として起草委員三名（田中・小

倉・荻田の三氏）をあげ起草に着手したが、その結論は、「区長任命、行政区」と予想せられた。

五月、区長会・議長会の役員合同会において、この都制調査会の動向を黙殺することは、特別区が了承との誤解を世間に与える恐れがあるので、次の意見書を区長・議長連名で自治庁並びに都に提出し、更に各区議会の議決を得て同方面に提出することを決め、これを実行した。

ア、組織について

(ア) 大都市行政の一体制を損わない限りにおいて、最大の自治権を有する公共団体とすること。

(イ) 議会 現行制度によること。

(ロ) 区長 住民による直接選挙制とすること。

(ハ) 事務 住民身近かなもの（保健衛生・社会福祉）は特別区の事務とすること。

都又は都知事の事務でも右に類するものは、特別区又は特別区長に委任すること。

イ、運営について

(イ) 都区連絡協議会を法定すること。

(ロ) 納付区・交付区の制度をなくすること。

六月三日、同調査会の総会において木下義介委員の斡旋により代

田区長会長（大田区長）は

(ア) 都区調整協議会の決定

(イ) 事務配分

(ロ) 区長公選

(四) 都区連絡協議会の設置

について、

米田議長会長（台東区議会議長）は

(ウ) 町内会、自治会の活用

(イ) 都の優先機関事務の区への委譲

(ウ) 総合庁舎の利点

について、意見を陳述した。

八月、各特別区は、都制調査会に対抗するため、特別区制を調査研究し、かつ、非常に備えるため、議会内に区制調査特別委員会を設置した。

右のとおり、六月より七月にかけて、各区より意見書を提出。

八月より九月にかけて、各区の区制調査特別委員会は、区民を対象に活発な啓発運動を開始。

他面、国の地方制度調査会は、七月二十五日の総会で

「現行都道府県制度について、根本的に改革することが必要である。」

と決定。改革案の具体的審議を開始。

更にこの期と前後して、次期都知事の候補者問題が発生した。

前年三月、安井都知事は、「特別区制度の合理化はどうしたらよいか。」と諮問したものの、都制そのものの足元に火がつき、今やその答申の扱いについて持てあますという、政治情勢に一大変化を来たした。

九月三十日、安井都知事は代田区長会長と会見

(ウ) 都制調査会に対して、道州制下における都制の在り方につ

いて諮問する。

(イ) 特別区制については、無用な摩擦をさけるため、結論を出さない。

との意思表示が行なわれた。にもかかわらず、十二月、事務当局より、次の三点を骨子とする答申案が公表せられた。

(ウ) 区長は、都の史員とすること。

(イ) 区議会は、諮問機関程度とすること。

(ウ) 区の課税権は、なくすること。

備考 答申案の末尾に次の文章がある。

国全体の地方制度の構造ならびに首都制度そのものに大きな変革が加えられる場合には、本答申にも再検討を必要とする事態が生ずるかも知れない。しかし、本案の基本的考え方については、これを貫くべきであることを確信する。

安井都知事の意味表明に反するこの公表は、特別区関係者を痛く憤激せしめた。

特別区は、

「時代に逆行する都本位の、独善的な都政調査会の答申案に、絶対反対する。

特別区は万難を排して、区民自治の徹底、民主主義政治の確立を期する。」

と、声明、ポスター二万枚掲出、チラシ五万枚を配付した。

翌三十三年一月、安井都知事より釈明が行われ、特別区はこれを了承した。

六月、都制調査会の総会において、「地方制度調査会より政府に對して、地方制が答申せられたので、特別区制度の合理化はどうしたらよいかの答申案は、現行制度下のものであり、研究しても実情にそわず不適當である。よつて経過の報告にとどめ、打切る。」ことに決定、六月七日この旨都知事に報告が行われた。かくて平地に起つた無用な波乱は、幸い、大きくならず終息。都制調査会は、知事の第二次諮問に應じ、本来の使命である首都制度改革の検討に入つた。

(四) 都議會に對する請願

昭和三十四年十一月十九日、区制調査特別委員長會が中心となり、千名に近い全区議會議員が、二十三区内選出全都議會議員に紹介議員としての署名を求め

ア 区長公選

イ 事務委讓

ウ 財政権確立

の実現方について都議會に請願を行なつた。この請願は、総務広報渉外委員會に付託、同委員會においては、三十四年十二月及び三十五年三月、継続審議とした。

三十五年五月十六日、同委員會は、三項目について、東都知事の見解を質したところ、都知事から次のとおり答えられている。

ア 区民の意思を行政に反映するため、また民主政治確立のため

区長公選は筋である。但し、以前の公選時における欠かぬは補う必要がある。

イ 事務委讓、これも筋である。住民の意思が反映され、住民の

福利は増進される。現在も僅かながらその線にそうよう努力している。法律の改正については、慎重に検討を要する。

ウ 財政権の確立も筋として、もっともである。但し、調整は必要である。しかし、仕事を区におろし極力納付を少なくしたい。

要は、都と区は、善意と信頼で結び合うことであり、最終的には都議會の総意が決定せられる。

五月二十五日、同委員會は、特別区代表者として、二瓶区長會長（江東区長）より請願の趣旨の陳述を聴取、後、協議のうえ、事務委讓と財政権確立の二項目を採択することに決定、六月三十日の都議會において正式に決定した。

かくて、区長公選に関する項目は、都議會において審議未了廃案となつたので、三十六年四月から五月にかけて、各別に区議會議員全員が、当該区選出都議會議員全員の紹介により、区長公選、実現につき協力を再度都議會に請願した。

その結果、

昭和三十七年四月二十日、都議會において次のとおり区長公選の決議が行なわれた。

特別区の区長公選に関する決議

地方自治団体の首長の選任は、住民の直接選挙によることが住民自治の原則である。従つて、特別区も特別区としての規制のもとに、区長はまた公選制によることが至當と考える。

ただ、昭和二十二年地方自治法制定にあたり、折角区長公選制度が実施せられたにかかわらず、僅々五年にして昭和二十七年に至

り、現行選任制度に改正せられたゆえんは、この間の区長公選の経過が主として都区の一体制を危うくせんとしたことにある。従つて都と特別区の制度は、大都市の住民が一体となつてその福祉の増進をはかることを窮極の目的とする大都市制度であるが故に、都区の組織構成もこの目的実現に最も適合するよう配慮すべきである。特に都の文化経済の高度の発展と人口集中の現状は、ますます都行政の龐大と複雑多岐性とを深めつつある実情にかんがみ、都区政の問題、あるいは首都制度については根本的に再検討を要する時である。区長公選制も、かかる情況のもとに、都民生活に直結する事務事業の区移管の問題、財政権、人事権および都区一体性保持の問題等、住民福祉の増進と大都市行政の円滑な発展とを期する見地から考慮すべきである。

よつて、東京都議会は、前述の観点にたつ総合的な特別区制度の確立促進をはかり、早期に区長公選を実現せんとするものである。右決議する。

昭和三十七年四月二十日

東京 都 議 会

第七 特別区の区長の公選制廃止と違憲訴訟

一、日本国憲法の解釈

日本国憲法第十五条第一項に

公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利である。

第九十三条第二項に

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその

他の吏員は、その公共団体の住民が直接これを選挙する。

とある。昭和二十七年八月十五日、地方自治法を改正して、特別区の区長の公選制を廃止して、都知事の同意を得て区議会の選任としたことは、この憲法の規定に違反しないか、これに關して当時特別区は違反すると考え、関係方面に意見書を提出した。

また専門家の断定にも次のものがあつた。

(一) 東大少壮教授を中心とする憲法研究会

(昭和二十五年十二月有斐閣発行、註解日本国憲法下巻一

一五頁)

現在地方自治法の認める地方公共団体の長として

都道府県にあつては知事

市町村にあつては市町村長

特別市にあつては市長

特別区にあつては区長

地方公共団体の組合にあつては組合長

財産区にあつては区長

があるが、これらは何れも、その地方公共団体の住民の直接選挙によらなければならない。

(二) 昭和二十七年五月十九日、衆議院地方行政委員会公聴会における公述(抄)

東大教授 杉村章三郎氏(神戸委員会の委員)

ところで区長選任、すなわちこれを公選とするかあるいは都知事の任命とするかあるいは区議会の選挙とするか、こういう問題となるのでありますが、この問題につきましては、今まで

いろいろ論議がありましたように、憲法九十三条の規定があらまして、地方公共団体の長は住民の公選によらなければならぬと憲法で定めております。ですからそう簡単に公選以外の方法をとるということはできないのであります……。たとえ権能を局限いたしましたとしても、特別区に憲法九十三条の適用がないという解釈は自信をもってとることができませんので、神戸勸告では区長選任の問題は、これを見送りました、現行制度のままといいたしたのであります。これは決して区長任命制を暗黙のうち承認したのではないのであります、その可否については十分討議をつくしたのであります……。

いづれにしましても区長任命制というのは、経費の節減などの理由で非常に俗耳にはいりやすく、また小さな問題のようでありますけれども憲法違反のおそれがあるわけです。

(四) 昭和二十七年五月二十三日、参議院地方行政委員会公聴会における公述(抄)

ア 法大教授 中村 哲氏

……以上細かなことを申しましたが

地方自治法の条文を改正することによってのみ区長公選制を廃止し得るといふような考え方は、九十三条の地方公共団体というものが、すでに特別区を前提としたものであるという意味において憲法に明白に違反する。従ってこういう法案は当然憲法違反の疑を生じまして、これは裁判所で違憲の訴訟が当然行われるものと私は考えます。

イ 日本生活共同組合中央委員 野村 カツ氏

私は何も法律に対して知識のない一国民として卒直に感じましたことは、やはりこれは憲法違反ではないか。憲法の解釈というものは、それほど勉強しなければわからない解釈だろうか、九十三条に書いてあるのをそのまま卒直に素直に国民は解釈できないのだろうか、若しそんなむずかしい憲法ならば私たちが要らないと思うのです。私はお二人の議論を聞いておりまして卒直に感じたことは、やはりこれは憲法違反だということであります。

(四) 昭和二十七年六月十六日、参議院地方行政委員会における参考人としての陳述(抄)

ア 日本弁護士連合会 島田 武夫氏

先だって関係者から日本弁護士連合会に、区長の選挙制を任命制に改めることの法律上の可否について質問を受けたのであります。いろいろ研究の結果区長の選挙制を任命制に改めることは憲法に違反するという回答をいたしました。……。

イ 東大教授 杉村 章三郎氏

(大部分は衆議院地方行政委員会公聴会における公述に同じ)

従って、この点は、法案に対する衆議院の修正によりまして、区長を区議会で知事の同意を得て選任する方法をとりまして同様であります。それは憲法には、長は住民が直接選挙をするというふうに明記してありまして、直接選挙以外の選挙自体につきまして解釈の余地がないからであります。

(四) 昭和二十七年六月七日 日本弁護士協会の決議

今次国会は、地方自治法の改正に当り特別区の長を都知事として任命させ、又は、特別区の議会が都知事の同意の下に選任させることに変更するようであるが、斯の如きは、ただちに同法の改悪たるに止まらず、日本国憲法の条規に反すること勿論であるから、仮令当該法律が成立してもそれは効力を有しないものである。

備考

(この決議は全国の弁護士並びに裁判所に送付せられた由である。)

これに対し区長公選制廃止は憲法の規定に違反しないという政府の見解は、次のとおりであった。

憲法にいう地方公共団体は、普遍的な、基礎的な地方公共団体である。

具体的にいうと都道府県、市町村である。特殊な性格を有する地方公共団体（一部事務組合、財産区）の長まで直接選挙することを憲法は意図していない。

特別区は都の下における特別地方公共団体（市町村と財産区の間）である。その区長を住民の直接選挙にしないか、憲法問題ではなくて、自治政策の問題である。

二、違憲訴訟

日本国憲法

第八一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

との規定に基づき、区長選挙方法の変更は憲法違反なりとの訴訴

が、二十七年八月の地方自治法改正以来八件提起せられたが、その経過並びに結果は次表のとおりで、何れも却下又は棄却となり、合憲か違憲かの判決は下されていない。

なお、三十二年八月、渋谷区長選任に關連して問題が発生、事件は東京地裁において審理中のところ、本年二月二十六日、野瀬裁判官から「現行区長選任制」は違憲なりとの判決があった。

これに対し、東京地検は、最高裁に跳躍上告したが、この程、明年一月二十三日最高裁大法廷において、上告審口頭弁論が行われる旨、新聞報道（十二月五日）があったことを附記する。

特別区の区長の公選廃止違憲訴訟の経過 (その1)

(37.11.30)

青木 (世田谷区) 外三名 静	山本 (渋谷区) 外六名 操	森 (文京区) 外二名 太郎	原告
区長 島世田 谷長	角谷 渋谷区 長	国	被告
28 ・ 10 ・ 24	28 ・ 9 ・ 1	27 ・ 8 ・ 21	提訴の日
東京 地方 裁判 所	東京 地方 裁判 所	最 高 裁 判 所	一 裁判所
29 ・ 11 ・ 10	29 ・ 11 ・ 10	28 ・ 6 ・ 6	審 判決の日
却下	却下	却下	判決
29 ・ 11	29 ・ 11		二 控訴の日
30 ・ 5 ・ 4	31 ・ 4 ・ 30		審 判決の日
棄却	棄却		判決
			三 上告の日
			判決の日
			審 判決
一審 二審 同前	一審 二審	一審 二審	判決の理由

特別区の区長の公選廃止違憲訴訟の経過 (その2)

(北区民) 藤田 久三	(目黒区民) 植田 八郎	(文京区民) 横田 隼雄	(目黒区民) 佐々木正泰	(三町区民) 世田恒久
安井都知事 小北林区長 北林北区长	安井都知事 君塚目黒区長 目黒区議会議長	安井都知事 井形文京区長 文京区議会議長	安井都知事 広瀬目黒区長 目黒区議会議長	安井都知事 長島世田谷区長 世田谷区議会議長
33 ・9 ・25	33 ・6 ・22	30 ・9 ・8	30 ・6 ・23	28 ・10
裁判所 東京地方	裁判所 東京地方	裁判所 東京地方	裁判所 東京地方	裁判所 東京地方
35 ・6 ・10	35 ・6 ・10	33 ・5 ・29	35 ・6 ・10	29 ・11 ・10
却下	却下	却下	却下	却下
35 ・7 ・4	35 ・9	33 ・6 ・19	35 ・9	29 ・11
37 ・9 ・28	37 ・9 ・28	(審理中)	37 ・9 ・28	30 ・4 ・25
棄却	棄却		棄却	棄却
				30 ・5 ・24
				31 ・2 ・17
				棄却
二審 同前	二審 同前	一審 渋谷区民のものと同様	二審 同前	一審 渋谷区民のものと同様
一審 渋谷区民のものと同様	一審 渋谷区民のものと同様		一審 渋谷区民のものと同様	二審 同前
				三審 文京区民のものと同様

「区政春秋」 第十九号

(非売品)

昭和三十七年十二月十日印刷
昭和三十七年十二月二十日発行

編集人 浅井幸七
発行人 二瓶哲治

東京都千代田区九段一ノ四 東京区政会館内

発行所 財団法人 特別区協議会

電話東京(331)九八三一―四

東京都中央区入船町二ノ一三

印刷所 株式会社 小葉印刷所